

奈良県公報

目次

ページ

- 〇開発行為に関する工事の完了 一
〇特定調達契約に係る一般競争入札 一
〇監査結果公告 三

〈公 告〉

の実施

〈監査委員公告〉

公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。
平成十六年八月三日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 許可番号
昭和五十五年四月五日第二四一七三三号
平成十六年七月二日第二四一七三三一一号
- 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年七月二十六日第六〇六八号
- 開発区域に含まれる地域
大和郡山田市下三橋一六七番地ノ一
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
桜井市大字阿部三五六番地
奈良スタングード石油株式会社 代表取締役 竹野佳洋

一 許可番号

平成十六年四月二十六日第七二一一八二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年七月二十七日第六〇六九号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年七月二十七日第三八七〇号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市鎌田一八七番地ノ九の一部、一八七番地ノ一〇、一八七番地ノ一一、一八八番地ノ五及び一八九番地ノ五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市今泉四六四ノ一番地

松永建築株式会社 代表取締役 松永敦

五 公共施設の種別、位置及び区域

道路 香芝市鎌田一八七番地ノ九の一部、一八七番地ノ一〇、一八七番地ノ一一の一部、一八八番地ノ五の一部及び一八九番地ノ五の一部

下水道 香芝市鎌田一八七番地ノ九、一八七番地ノ一一、一八八番地ノ五及び一八九番地ノ五の各一部

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、この公告による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものです。
平成16年8月3日

奈良県知事 柿 本 善 也

第1 競争入札に付する調達の内容

- 入札物件
1 運転シミュレーター（四輪車）の借入れ
- 入札物件の数量及び特質
停止処分者講習用運転シミュレーター（四輪車）一式
- 借入期間
平成17年1月1日から同年3月31日まで

<p>4 納入場所 橿原市葛本町163番地の1 奈良県警察本部交通部運転免許課内 奈良県安全運転学校</p> <p>5 入札方法 入札は、1か月当たりの借入金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。</p> <p>第2 競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる(1)から(5)までに該当する者が、この入札に参加することができます。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。</p> <p>(3) 奈良県における競争入札参加有資格者で、営業種目01の賃貸業務に登録している者であること。</p> <p>なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県出納局総務課国費用度グループ（県庁主棟1階） 電話（代表）0742-22-1101（内線4718）</p> <p>(4) 過去2年間に国又は地方公共団体とこの公告と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。</p> <p>(5) この公告に示した調達物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明できる者であつて、かつ、当該借入物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明できる者であること。</p> <p>第3 入札書の提出場所等</p>	<p>1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒630-8578 奈良市登大路町80番地 奈良県警察本部警務部会計課調度係（県庁分庁舎1階） 電話（代表）0742-23-0110（内線2244）</p> <p>2 入札説明会の日時及び場所 平成16年8月11日 午後3時 奈良県警察本部聴聞室（県庁分庁舎1階）</p> <p>3 入開札の日時及び場所 平成16年9月29日 午後3時 奈良県警察本部聴聞室（県庁分庁舎1階）</p> <p>4 郵便による入札 入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「停止処分者講習用運転シミュレーター（四輪車）一式の借入れに係る入札書」と朱書して、入開札日の前日までに到着するようにしてください。</p> <p>第4 その他</p> <p>1 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とします。</p> <p>2 入札保証金 免除します。</p> <p>3 契約保証金 契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書の規定（県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者等）に該当する場合は、免除します。</p> <p>4 入札者に要求される事項</p> <p>(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、第2の(4)及び(5)に関し、調達物品適合規格承認申請をすることともに、調達物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績証明書及び確実に納入し得ることを証明する書類等を所定の日時までに提出しなければなりません。</p>
---	--

<p>なお、入札参加者は、入札日の前日までの間において、奈良県警察本部から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。</p> <p>(2) この提出資料に基づき第2の(4)及び(5)に該当すると認められる者を落札対象者とします。</p> <p>(3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。</p> <p>(4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。</p> <p>5 入札の無効 この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。</p> <p>6 契約書作成の要否 要しません。</p> <p>7 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。</p> <p>8 調達手続の停止等 この調達に関する苦情の処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。</p> <p>9 手続における交渉の有無 有（入札説明書で示す調達物品適合規格承認申請の手続が必要です。）</p> <p>10 その他 詳細は、入札説明書によります。</p> <p>第5 Summary 1 Nature and quantity of the services to be procured : Comprehensive System of Driving Simulator 1 set. 2 Time Limit of Tender (by hand) : September 29, 2004 3:00 p.m. 3 Time Limit of Tender (by mail) : September 28, 2004 4 Contact point for the notice : The supplies Section, Finance Division, Administration Department, Nara Prefectural Police Headquarters</p>	<p>[Nara Prefectural Government Office, Annex 1F] 80 Noborijicho, Nara City, Nara Pref. 630-8578 JAPAN TEL 0742-23-0110 (ext. 2244)</p> <p style="text-align: center;">調 査 結 果 公 告</p> <p>監査結果公告 地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく監査請求について、同条第4項の規定により、監査を行い、その結果を平成16年7月27日に請求人に対し通知したので、これを公表します。</p> <p>平成16年8月3日</p> <p style="text-align: right;">奈良県監査委員 大 倉 潔 奈良県監査委員 中 嶋 實 男 奈良県監査委員 山 本 進 章 奈良県監査委員 中 野 雅 史</p> <p>第1 監査の請求 1 請求人 住所 奈良市山陵町4-43-5 氏名 桐山 幸矩 ほか9名 2 請求書の提出 平成16年5月28日 3 請求の要旨 本件請求の要旨は次のとおりであった（添付資料については省略）。</p> <p>1. 奈良県は「財団法人日本消防協会」及び「全国消防長会」主催による「自治体消防55周年記念大会」が平成15年11月19日（水）・20日（木）の2日間、東京都文京区内の東京ドームで開催されるのに伴い、（財）奈良県消防協会傘下18支部の消防団員336名（うち、奈良県の職員6名が参加）が参加費1人10万円を参加市町村が公費を負担し参加したものである。</p> <p>2. しかし、奈良県職員6名は、全ての費用を（財）奈良県消防協会（以下、県消防協会と言う。）の負担で参加している。このことは「人第188号、平成</p>
---	---

15年12月1日」で、総務部長が各部局及び出先機関の長に対し、「綱紀の肅正及び服務規律の確保については、「かねてより再三にわたり注意を喚起し・・・云々」とあり、特に通達文書中の4.④において各文化されている禁止行為を、奈良県消防防災課課長（県消防協会常務理事）及び同課主幹（県消防協会事務局長）が同課の要職にありながら、再三にわたる通達を無視し、参加した行為は明らかかな便宜供与・利益供与であり奈良県管理職職員として重大な規律違反である。その責任を追求しなければならぬ。

3. 当大会行事は、20日（木）午後1時30分に終了している、このことは主催者側として当日中に各地に帰宅できるよう配慮された終了時間である、奈良県職員等も本来速やかに帰路につくべきところ、山梨県東八代郡石和町所在の石和温泉「石和観光温泉ホテル慶山」において通常の観光旅行では考えられない高額な酒宴を催し、女性コンパニオン50人を呼び遊興に耽り一泊し、その費用を県及び参加市町村より公金を支出したものである。

4. この豪華な酒宴で参加した消防団員の一人が、ホテルのベランダから転落死したにもかかわらず、参加した奈良県職員等は重大な事故が発生後も、翌日21日（金）に岐阜県の観光名所である恵那峡に観光に立ち寄る等、犠牲者に対する弔意をなんら示すことなく行事を続けたことは、当記念大会の趣旨と大会スローガンを大きく逸脱した行為であり、両日共公金の不適正な支出であることは明らかである。又、奈良県は本件コンパニオン付公費宴会について、主催した県消防協会に対し、「宴会は個人負担で・・・」と指導している。（平成16年4月1日付、奈良新聞・添付資料）このことは指導的立場にある奈良県ですら、この酒宴等は公務ではなく単なる私的な酒宴と判断していることを如実に示している。同時に、参加した奈良県職員は重大な事故が発生した事実を知りながら、帰庁後の復命書に事故に関する報告に一字の記載もないことは死亡事故を隠蔽しようとする奈良県の姿勢は重大な事故隠し行為を組織的にこなわれた疑惑がある。

5. 支出された公金は永びく不況による厳しい経済状況の中、納税義務を果たした市民の尊い血税とも言ふべき公金である。しかし、県消防協会等は市民の認知しにくい関係機関において記念大会を隠れみのに放蕩三昧に公金を不正に支出したことは市民の行政に対する信頼を大きく損ねた行為であり、納税義務を

果たした善良な市民を愚弄する許しがたい行為である。

6. (財) 奈良県消防協会は当初参加市町村に対し1人10万円の負担金を請求し、大会行事他終了後、余剰金として参加者1人に付き1万6500円を戻入しているが、如何に杜撰な計画によるものかを示すものであり、且つ、公金の支出に対する認識の低さを如実に示すものである。

参加した奈良県職員の費用は(財) 奈良県消防協会に全額負担させているが元々費用の原資は公金である。

7. 別紙添付資料の全国紙、地方紙、週刊誌に記載された記事の内容は、単に参加した消防団員等の破廉恥な行為を報道されたもののみならず、奈良県民の品位と節度のなさを奈良市民の血税を使って結果的に全国に知らしめられたものであり、誠に恥ずかしいかぎりである。

8. 奈良県は毎年、県消防協会の運営資金として補助金等の項目で支出したものでありこのような不適正な支出は補助金等の目的外支出であり奈良県が被った別紙損害金を酒宴等に参加した奈良県職員より弁済させるよう、必要な措置を講ずるよう求める。

不適正支出による参加者個人の弁済明細

(1) 交通費

【奈良県消防協会が実施し支出した金額】

観光バス 12台 / 1台あたり乗車人数 28人	7,404,823円	(1台 / ≒ 617,000円)
		(1人 / ≒ 22,000円)

【経済性を考慮し、針テラスの合流地点で乗車人数を再編成した場合】

観光バス 8台 / 1台あたり乗車人数 42人	4,936,000円
差引不要額	2,468,823円
2,468,823円 ÷ 336人 =	7,347円
7,347円 × 6人 =	44,082円
【奈良県の損害額】	44,082円

(2) 宿泊費

2日目の石和温泉における宿泊は公務を大きく逸脱している。よって宿泊費全額弁済すべき金額。

<p>不適正支出 10, 174, 460円 10, 174, 460円÷336人=30, 281円 30, 281円×6人=181, 686円 【奈良県の損害額】 181, 686円</p> <p>(3) 昼食費 3日目の岐阜県恵那峡観光は前日の死亡事故による犠牲者に対する弔意等を全く配慮せず、且つ単なる観光遊覧にすぎない公費の支出は不適正で弁済すべき金額。 690, 900円÷336人=2, 056円 2, 056円×6人=12, 336円 【奈良県の損害額】 12, 336円</p>	<p>の機会を設けた。これに対し、請求人から新たな証拠の提出及び請求内容の補足説明があった。</p> <p>2 監査対象事項 平成15年度における財団法人奈良県消防協会（以下「本件協会」という。）に対する県からの補助金（以下「本件各補助金」という。）を監査対象とした。</p> <p>3 監査対象部局 奈良県総務部</p> <p>4 事実の確認 監査対象とした事項について、監査対象部局に対して関係書類の調査及び職員からの事情聴取を行うとともに本件協会に対して法第199条第8項の規定に基づき関係人調査を実施した結果、以下の事実を確認した。</p>
<p>(4) 補助金の目的外支出 参加市町村負担金 1人当初負担金 100, 000円 旅行後返金 16, 500円 差引実費 83, 500円 奈良県目的外負担 1人 83, 500円×6人=501, 000円 個人より返済額 238, 104円 県消防協会へ返済請求額 262, 896円 よって、奈良県が被った損害額を参加した奈良県職員及び県消防協会より弁済させる金額。 職員より返済額 238, 104円 県消防協会返済額 262, 896円 計 501, 000円 【奈良県の損害額】計 501, 000円</p>	<p>(1) 本件協会について 本件協会は、県内の消防団員を会員として昭和41年7月20日に県により設立許可された公益法人（財団法人）であり、平成15年4月1日現在の会員数は9, 642人である。財団法人奈良県消防協会寄附行為（以下「寄附行為」という。）によると、本件協会は、防火思想を普及し消防施設の改善と消防活動の強化を図り、もって社会の災厄を防止し、公共の福祉増進に寄与することを目的とし、その目的を達成するため消防団相互間の連絡、消防団体の事業に対する協力、防火思想の普及徹底、消防に対する調査研究及び指導等を行うこととされている。役員については、寄附行為において、会長1名、副会長3名、理事22名以内とし、理事のうち1名を常務理事として奈良県消防主務課長の職にある者が会長が委嘱するとされており、事務局については、寄附行為及び財団法人奈良県消防協会事務局処務規程により、事務局長は奈良県消防主務課課長補佐の職にある者に、また、幹事は同課の職員のうちから、会長が委嘱するとされている。</p> <p>なお、本件協会の運営及び事業は、会費、県からの補助金、財団法人日本消防協会の交付金等を財源としている。</p>
<p>第2 請求の受理 この請求書は、地方自治法（以下「法」という。）第242条に規定する要件を備えているものと認め、これを受理した。</p>	<p>(2) 本件各補助金について 本件協会に対する県からの補助金は、奈良県消防防災団体育成補助金と奈良県消防関係事業補助金とに大別される。前者は、県下消防団の育成強化と県民の防火思想の普及並びに消防活動の強化</p>
<p>第3 監査の実施 1 請求人の証拠の提出及び陳述 平成16年6月30日、法第242条第6項の規定により、証拠の提出及び陳述</p>	

<p>を図り、もって社会、公共の福祉の増進に資するため、本件協会に対し、本件協会の行う事業に要する経費について、予算の範囲内において交付されるものである（奈良県消防防災団体育成補助金交付要綱）。</p> <p>また、後者は、消防団員の育成を図り、もって県民の福祉と公共の安定向上に資するため、本件協会の行う事業に要する経費について、予算の範囲内において交付されるものである（奈良県消防関係事業補助金交付要綱）。</p> <p>なお、平成15年度においては、奈良県消防防災団体育成補助金として奈良県消防協会運営補助金が、また、奈良県消防関係事業補助金として消防出初式補助金、全国婦人消防操法大会補助金、消防大会補助金及び林野火災消火訓練補助金が交付された。</p> <p>(3) 本件各補助金の交付について</p> <p>ア 奈良県消防協会運営補助金について</p> <p>本補助金は、本件協会が雇用している専従職員の給与等に対し、その経費の一部について補助するものである。</p> <p>本件協会から平成15年6月13日に補助金交付申請書が提出され、県は、同月26日に補助金額4,750,000円の交付決定を行い、平成15年8月12日、同年11月10日、平成16年1月15日に概算払いをした。事業年度終了後、本件協会から同年4月12日に事業費7,763,168円、補助金額4,750,000円とする事業実績報告書が提出された。県は、同月22日に補助金額を4,750,000円とする確定通知を行った。</p> <p>イ 消防出初式補助金について</p> <p>消防出初式は、県下消防職員及び団員が合同で消防技術を錬磨するとともに規律士気を高揚し、併せて近接市町村相互間の連携を図り、有事における消防機能の発揮に万全を期することを目的として、毎年1月に県下13会場において実施されるものであり、本補助金はその経費の一部について補助するものである。</p> <p>本件協会から平成15年10月16日に補助金交付申請書が提出され、県は、同年11月10日に補助金額2,500,000円の交付決定を行い、同月19日に概算払いをした。事業実施後、本件協会から平成16年3月12日に事業費3,149,863円、補助金額2,500,000円とする事業実績報告書が提出された。県は、同月16日に補助金額を2,500,000円とする確定通</p>	<p>知を行った。</p> <p>ウ 全国婦人消防操法大会補助金について</p> <p>全国女性消防操法大会は、女性消防団員で構成される女性消防隊の技術の向上と士気の高揚を図り、もって地域活動の充実に寄与することを目的として、財団法人日本消防協会の主催により開催されるものであり、平成15年度においては、第16回大会に高取町女性消防隊が奈良県代表として出場した。その経費を本件協会が助成しており、本補助金はその一部について補助するものである。</p> <p>本件協会から平成15年6月24日に補助金交付申請書が提出され、県は、同年7月17日に補助金額500,000円の交付決定を行い、同年8月12日に概算払いをした。事業実施後、本件協会から平成16年3月15日に事業費1,200,000円、補助金額500,000円とする事業実績報告書が提出された。県は、同月17日に補助金額を500,000円とする確定通知を行った。</p> <p>エ 消防大会補助金について</p> <p>消防大会は、5年ごとに県内で開催されるものであり、平成15年度においては、自治体消防制度発足55周年にあたり、消防行政発展の経緯を回顧し、新たな決意のもとに社会経済の進展に対応する消防体制の強化を図るとともに、県下消防人の団結と士気の高揚並びに県民の防火思想の普及を図るため、自治体消防55周年記念第12回奈良県消防大会として、榛原町総合体育館において記念式典等が開催された。本補助金はその経費の一部について補助するものである。</p> <p>本件協会から平成15年9月1日に補助金交付申請書が提出され、県は、同年10月27日に補助金額7,500,000円の交付決定を行い、同年11月4日に概算払いをした。事業実施後、本件協会から平成16年3月15日に事業費13,529,458円、補助金額7,500,000円とする事業実績報告書が提出された。県は、同月17日に補助金額を7,500,000円とする確定通知を行った。</p> <p>オ 林野火災消火訓練補助金について</p> <p>林野火災消火訓練は、林野火災時に現地消防本部・消防団、自衛隊及び警察等関係機関が密接な連携を保ち迅速かつ的確な消火活動を実施できるよう、連絡体制の強化及び技術の習熟を図るとともに、県民の防火意識の高揚を図ることを目的として実施されるものであり、本補助金はその経費の一部について補助するも</p>
--	---

のである。

本件協会から平成15年8月19日に補助金交付申請書が提出され、県は、同年10月20日に補助金額250,000円の交付決定を行った。事業実施後、本件協会から同年11月25日に事業費573,955円、補助金額250,000円とする事業実績報告書が提出された。県は、同月26日に補助金額を250,000円と確定し、同年12月10日に精算払いした。

(4) 本件各補助金の使用について

本件各補助金が適正に使用されたかどうかという点に関して、県は本件協会から提出された事業実績報告書について所定の審査を行ったところであるが、関係人調査として、本件各補助金の対象経費について本件協会が保有する支出関係書類を調査した結果は、次のとおりである。

奈良県消防協会運営補助金の対象経費については、本件協会が雇用している専従職員の給与、事務費及び退職積立金特別会計繰入金が事業実施成績書に記載されている額のとおり支出されていた。

消防出初式補助金の対象経費については、平成16年消防出初式の開催に係る消耗品費（防寒グッズ、資料等）、被服費（防寒着）、印刷費（表彰状印刷）及び支部交付金が収支精算書に記載されている額のとおり支出されていた。なお、報償費（謝礼）及び旅費（交通費）について、一部、領収書等証拠書類が添付されていないものが認められた。

全国婦人消防操法大会補助金の対象経費については、第16回全国女性消防操法大会参加に係る教育訓練費が収支精算書に記載されている額のとおり支出されていた。

消防大会補助金の対象経費については、自治体消防55周年記念第12回奈良県消防大会開催に係る報償費（表彰記念品、謝金）、消耗品費（飾花、テープ、石灰等）、印刷費（案内状・表彰状印刷）、委託料（看板その他会場設備）、使用料（会場使用料）及び支部交付金が収支精算書に記載されている額のとおり支出されていた。

林野火災消火訓練補助金の対象経費については、委託費が収支精算書に記載されている額のとおり支出されていた。

(5) 自治体消防55周年記念大会について

自治体消防55周年記念大会は、昭和23年自治体消防制度の発足以来55年が経過したことを記念し、全国の消防団・職員をはじめ、消防防災関係団体並びに国民各界の代表が一堂に会し、国民とともに新しい世紀を担う消防に課せられた使命の重要性を改めて認識し、安全で住みよい地域として日本を築いていくよう精進することを誓い合うことを目的として、財団法人日本消防協会及び全国消防長会の主催により、平成15年11月20日に東京ドームにおいて開催されたものである。

本件協会からは消防団員等332名が次の日程により参加した。

平成15年11月19日 奈良県出発

20日 記念大会参加

大会終了後、山梨県の宿泊先において意見交換会開催

21日 奈良県到着

本件請求において「酒宴」、「コンパニオン付公費宴会」とされているものについては、県によると、日頃、県内各地区の消防団員が一堂に会する機会は少なく、各消防団員が地域の実情や問題点を自由に意見交換できる場及び災害時における連携体制を協議する場として本件協会が企画したものであり、その際、大人数の参加者に食事等の迅速な提供を行うには、従業員のみでは対応できないとのホテル側の説明により、参加者に対する給仕、賄いの目的でコンパニオンを雇った、とのことである。

また、21日の昼食については、大人数であることから場所が限定された結果、帰路である恵那峡（岐阜県）においてなされたのであり、また1時間という時間的な制約からも、とくに観光を目的としたものではない、とのことである。

県職員6名については、本件協会の業務に従事している常務理事及び事務局職員としての立場で各々、業務遂行上の必要から本大会に参加したものであるが、本大会における業務は県の消防行政と密接な関連性があることから、公務として旅生命命を受け、総務部長に対し復命を行ったものである。なお、常務理事は本大会終了後、先に帰県しており、2日目に発生した事故の対応については、参加していた県職員である事務局職員が、先に帰県していた常務理事であり、かつ、所属長でもある消防防災課長を通じ、総務部長に報告している。

本大会の参加経費については、「自治体消防55周年記念式典参加事業特別会計」において処理され、その財源は各支部の参加に係る負担金と事務局職員の経費等として一般会計からの繰入金である。これらの収入の状況については本件協会の収入調書、預金通帳等を調査したところ、決算どおりの入金がなされており、本件各補助金が充当されていないことを確認した。また、決算書中の「自治体消防55周年記念式典参加事業特別会計収入支出明細書」も適正に処理されていた。

第4 監査結果

本件請求の監査結果は、次のとおり決定した。

本件請求に係る措置請求は、理由のないものとして棄却する。

以下、その理由について述べる。

奈良県補助金等交付規則（奈良県規則第8号）において、補助事業者は、交付決定の内容及びこれに付した条件等に従い、補助金の他の用途への使用をしてはならない旨定められているところである。

本件各補助金の交付については、本件協会の目的及び活動内容、本件各補助金の交付要綱の趣旨から、一定の公益上の必要性が認められるところ、平成15年度において本件協会が補助事業として実施した事業はいずれも本件各補助金の交付要綱が定める対象事業に該当するものであり、本件各補助金の対象経費とされた各支出はいずれも当該各補助事業の実施に必要な経費であることから、当該各支出は補助対象経費として妥当であると認められる。

また、本件各補助金に係る提出書類、本件協会の決算関係書類及び支出関係書類等の調査からは自治体消防55周年記念式典参加事業について本件各補助金が使用されたという事実は確認されず、それ以外に本件各補助金が交付目的に反して他に使用されたという事実も見当たらない。

よって、本件各補助金は、交付目的の範囲内で適正に使用されたものと判断する。なお、本件協会において領収書等証拠書類の取扱いに不適切なものが認められたものの、かりにそれらの経費を補助対象経費から除いたとしても当該経費の金額からみて事業費が補助金額を下回ることはないことから、当該事項は補助金の額に影響を及ぼすものではないと認められる。

監査結果は以上のとおりであるが、本件協会が県による設立許可を受け、県の監督下にある公益法人であること、本件協会の業務が県の行う消防行政と密接な関連

性を有していることに鑑み、県においては、今後、監査対象以外の事項について指摘されている点も踏まえるとともに本件協会に対する指導監督に努め、また、県の監督下にある本件協会との県職員の関わりかたについても検討するよう望むものである。

なお、消防団員は、市町村の消防職員とともに住民の安全について重要な役割を担っていること、消防活動等に従事するとともに日頃から厳しい訓練を重ねていること、各人が自己の職業を有しながら消防団員としての訓練、士気の高揚や保持、秩序の維持に努めなければならないことなどに鑑みると、報償的性格を有する慰労等も理解できるところであるが、そのありかたについては、社会通念上妥当な範囲を逸脱しないよう留意することを併せて要望するものである。

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三三一一〇

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五一七

【定価】 一か月 千五百円 「部売の一枚ごし」 十円（共に送料、消費税別）

本誌は再生紙を使用しています。